

(第 2 訂)

(社) 岩手和敬会特別養護老人ホーム青山和敬荘

虐待防止のための指針



幸せになっようよ

— 社会福祉法人岩手和敬会 —
特別養護老人ホーム青山和敬荘

〒020-0134 盛岡市南青山町13番30号 青山和敬荘
TEL 019-648-1411・FAX 019-648-1412
URL: <http://www.wakeisou.or.jp>
E-mail: aoyama@wakeisou.or.jp

目 次

虐待防止に関する指針

- 1 基本方針（虐待防止に関する基本的考え方）
- 2 虐待防止のための委員会その他施設内の組織
- 3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- 4 虐待発生時の基本方針
- 5 虐待発生時の相談・報告体制
- 6 成年後見制度活用支援
- 7 虐待に関わる苦情解決方法について
- 8 虐待行為に関する関係法規 『待は犯罪行為である』
- 9 虐待防止のための指針の見直しについて
- 10 防止のための指針の閲覧について
- 11 別紙① フローチャート：虐待・虐待のような何かがおきた（発見した）
- 12 別紙② 後見制度において利用する信託の概要（盛岡家庭裁判所 HP より引用資料添付）
- 13 別紙③ 虐待の芽や不適切なこと 自己チェックシート
- 14 別紙④ 高齢者虐待発見チェックリスト

虐待防止に関する指針

1. 基本方針（虐待防止に関する基本的考え方）

安穩とは、安らかに穏やかにという意味を持っている。恐怖の中で暮らす・恐怖が押し寄せてくる等、あってはならない非道な物である。生きる全ての者は、安心して暮らすことができる基本的な権利がある。笑顔で微笑みの中で暮らしたいという考えは、この世に生を受け、いずれ必ず旅立ちをする中で大きな位置を占めるのではないだろうか。病気・高齢等で、心身の障がい等があっても、普通の暮らしをするというノーマライゼーションの考えを忘れてはならないのである。この生活を支えるために集まった私たちは、その専門を十分に生かすとともに、その質を皆と共に上げ続け、地域福祉文化の創造・介護福祉文化の創造・誠の人間をつくりサービス提供に貢献するものである。その中に、誇り・健康・法令順守・専門性・協調を持った暮らしができるように支えるということは、虐待をしてはならない人道的根拠・法的根拠・虐待をさせない（非道させない）という考えがあることを伝え続ける。

2. 虐待防止のための委員会その他施設内の組織

青山和敬荘において、特別対策委員会があり、その中に安全対策委員会がある。その中に虐待防止対策委員会を包括し、発生防止・発生時の対応等を検討し、安穩生活が続けられるようにするものである。

【 安全対策委員会（虐待防止対策委員会を包括） 】

基本方針：利用者個人の尊厳のある暮らしの実現に向けて、利用者の権利を護る。また、虐待させないという考えのもと委員会運営を行う。

＜活動目標（虐待防止等に関すること）＞

- （１）虐待防止のための啓発活動
- （２）安穩生活継続のための基盤強化及び情報共有
- （３）虐待発生時の対応について

○安全対策委員会 委員構成

委員長 １名、副委員長 １名

委員：施設長又は副施設長・看護部・相談部・栄養部・介護部・通所介護部・居宅支援部・包括支援部

上記基本方針の下、月１回（緊急時は緊急時臨時招集有）の会議を行います。各職種が出席して安全のために活動を行います。

※ やむを得ない理由のある場合において、別紙照会票の作成提出（口頭説明必要）を行う。

＜介護事故発生防止・虐待発生防止における各職種の役割＞

○施設長・副施設長

各種事故・虐待発生予防及び防止のための総括管理。

○嘱託医

診断・医学的見地・処置方法の指示・各協力病院との連携を図る。

○看護部：看護師・准看護師（１名以上の委員選出）

医師、協力病院等との連携・記録は主観を入れず事実に基づいた記録を行う（第三者が初めて読んで理解できる記載）。

○相談部：生活相談員・主任介護支援専門員（各１名以上の委員）

新たな知識や情報収集とその伝播（研修企画等）・事故や虐待等防止のための指針の周知継続・各職種からの相談・緊急時連絡体制の整備（施設、家族、行政）・報告システムの確立・事例収集、分析、再発防止策検討・虐待防止対応マニュアルの作成と周知徹底・家族、医療、行政機関、その他関係機関への対応・記録は主観を入れず事実に基づいた記録を行う（第三者が初めて読んで理解できる

記載)。地域資源の開発・施設内外ネットワーク構築と発展・専門知識の向上・新情報収集

○栄養部：管理栄養士・調理師・調理員（1名以上の委員選出）

緊急時連絡体制整備・各職種からの相談・記録は主観を入れず事実に基づいた記録を行う（第三者が初めて読んで理解できる記載）。

○介護部：介護福祉士・介護士（1名以上の委員選出）

研修参加において、利用者意向に沿った対応を行なう（無理な介護はしない）・各職種からの相談・利用者疾病・認知症理解、障害や使用薬剤の理解におけるケアの提供・利用者個々の心身の状態を把握し、アセスメントに沿ったケアを行う・多職種協働のケアを行う・記録は主観を入れず事実に基づいた記録を行う（第三者が初めて読んで理解できる記載）・記録方法の研修を受けることとその実践

○通所介護部：介護福祉士・介護士（1名以上の委員選出）

在宅介護を支える観点からの他職種協働のケアを行う・各種相談・情報提供

○居宅支援部：介護支援専門員・主任介護支援専門員（1名以上の委員選出）

在宅介護を支える観点からの他職種協働のケアを行う・各種相談・情報提供

○包括支援部：1名以上の委員選出

在宅介護を支える観点からの他職種協働のケアを行う・各種相談・情報提供

《会議の具体的議事（虐待防止等に関する事）》

（1）虐待報告の件数報告・内容報告（場合によっては内容精査する）。

（2）改善報告・必要に応じて対応協議。

（3）虐待防止・維持活動。

（4）虐待にかかわる研修受講者は伝講を行う。

（5）その他必要に応じた議事について検討を行う。

（6）必要に応じて、指針の見直しを行う。

会議終了後は、会議録作成し当月内に回覧を終了させ、所属長より署員に周知を行います。

※虐待等がおきた場合において、口頭・書面報告等の報告等方法は別紙参照（フローチャート）。

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

運営基準における『虐待防止・虐待させない』ための措置を講じるため、意識向上の為、法人研修部・安全対策担当者・当施設における特別委員会の研修委員会が職員への教育・定期的に指針に沿った研修内容で計画的に実施し、その内容を記録する。職員は研修に参加し、レポートを作成する。期日までにレポートを作成し、施設介護部職員は介護部長へ、それ以外の職員は法人研修部長に提出（締め切り厳守）し、介護部長及び法人研修部長が厳重管理を行う。

（1）防止のための研修・虐待させないための研修（講義・演習）

（2）研修（リモート研修を含む）参加者は必要に応じて伝講を行う。

（3）ストレスをためないための会話・情報共有・虐待発生防止（ストレス緩和）研修。

（4）報告フローチャート見直し・周知継続。

（5）ストレスチェック（年1回以上）

（6）個人情報保護が護られ、悩みを聞く体制であることを伝播し続ける（悩みを聞く等）

※ 新入職の職員研修で行う項目（必須）

○青山和敬荘における『虐待防止のための指針』と関係書類の説明

○報告の位置づけと必要性について

- ストレスをためない・話を聞く体制があることを伝える
- 別紙③ 虐待の芽や不適切なこと 自己チェックシートで自己振り返る

※ 入職後次年度からの職員研修で行う項目（必須）

- 青山和敬荘における『虐待防止のための指針』と関係書類の説明（振り返り）
- 虐待等防止研修（演習を含む）
- 他施設等事例を知り（事例から学ぶことは何か）、業務に生かしていく。
- 高齢者・障がい者を知る（病気理解・体験等）。
- 別紙③ 虐待の芽や不適切なこと 自己チェックシート
- 年2回以上の研修を行い、研修後は様式に沿って記載するレポートを作成する。また、それは施設介護部長が保管する。

4. 虐待発生時の基本方針

入居者は、青山和敬荘権利擁護システムによる『青山和敬荘における利用者の権利宣言』によって、安全が担保される。安全を護るために介入する目的は、被害者の権利（個人情報保護・憲法や関係法令による基本的人権の尊重等）を護るためである。

報告方法はフローチャートに沿って対応する

【 報告システムの確立 】 ※ 報告者に不利益は生じない。

- (1) 虐待を発見した場合に行うこと。
 - 口頭報告（所属長へ）。
 - まずは報告をする。
- (2) ハイレベル又は緊急性の強いものは、直後施設長・所属長報告を行う（口頭）。
 - 安全対策委員会（委員長・副委員長）・行政等報告（電話等）
- (3) 口頭報告の後に、発見者若しくは所属長等が記載報告する。
 - 行政報告の場合、各行政に記載様式を確認して記載報告する。

※（社）岩手和敬会安全対策委員会文書令和3年4月1日付け 令和2年4月1日施行様式参照（指針添付）

フローチャート：虐待・虐待のような何かがおきた（発見した）

5. 虐待発生時の相談・報告体制

施設長・副施設長・発生部署の所属長・相談部によって対応検討を重ねる。

- 発見者は所属長に報告する。
- 所属長等が情報収集を行う。
- その情報を基に分析（要因検証⇒改善策、改善策の検討⇒検討内容）。
- 対策を検討し、確定する（修正は随時）。
- 対策の実施（注意等）。
- 定期開催の役職会議・安全対策委員会でその内容を報告し、必要に応じて要因等分析し助言する。

6. 成年後見制度活用支援

虐待の種類の中に、経済的虐待がある。個人の財産は個人が生活するために使われるものであり、正しく使用されなければならない。本人の合意なく財産や金銭を使用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限することである。本人が自己の財産・金銭を自己管理することが難しい場合やそれが予測できる場合や、本人以外の者が、搾取する場合等がある。生活することは、医療・介護保険サービス・生活資金が必要である。当該施設利用に関しても運営規定・契約書・重要事項説明書において説明している通り、介護費用は必要である。支払いが滞ると、その基準により退所勧告をせざるを得ない状況になる。安心した生活の継続において、財産管理が難しいと判断した場合は国策である成年後見制度について情報提供する。本人・家族等身元引受人等に、必要に応じて情報提供等の制度活用支援を行う。

7. 虐待に関わる苦情解決方法について

根拠がない又は少ない説明による手立ての説明は、虐待に関わる苦情を起こしやすい。例えば、身体拘束である。「夜寝ないので睡眠薬を内服してもらいます」と説明されたらどのように思うか？

なぜ眠くならないのか？昼の活動性は？薬の副作用は？何か悩みがあるのか？等、様々な要因を考え、生活支援等でできることは何かを考え、実施して眠りにつかず、次の日の活動性低下につながる負のスパイラルにむかっている・眠られない苦痛等の根拠ある説明の後に薬使用の手立てがあるのならば理解を得られかもしれない。ドラックロックは身体拘束である。このような事例から考えられることは、十分な根拠ある説明が無ければ、苦情につながりやすいということである。

苦情解決方法として挙げられるのは、根拠ある十分な説明を行って上で理解を得る。また、キーパーソンや関係者に寄り添った話しかけを行い、家族ともに本人の苦痛緩和と幸せ追及の支援を行うことである。また、その中で重要なことはコンプライアンスである。

《遵守事項》

- 職員が入職する際に取り交わした個人情報に関する誓約書の全内容に関わること。
- 全職員及び委員は、知り得た内容に関して、漏洩できない。
- 全職員及び委員は、施設長・当該委員長の許可なく全ての資料を持ち出すことや、複写できない。
- 全職員及び委員は、施設長・当該委員長の許可なく、全ての事例等に関する統計分析資料等を研究、研修等で利用できない。

8. 虐待行為に関する関係法規 『虐待は犯罪行為である』

『刑法』

- 身体的虐待 刑法第 199 条殺人罪、第 204 条傷害罪、第 208 条暴行罪 220 条逮捕監禁罪
- 性的虐待 刑法第 176 条強制わいせつ罪、第 177 条強姦罪 第 178 条準強制わいせつ、準強姦罪
- 心理的虐待 刑法第 222 条脅迫罪、第 223 条強要罪、第 230 条名誉棄損罪、231 条侮辱罪
- 放棄・放置 刑法第 218 条保護責任者遺棄罪
- 経済的虐待 刑法第 235 条窃盗罪、第 246 条詐欺罪、第 249 条恐喝罪、第 252 条横領罪

『関係法規』

「高齢者のための国連原則」

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

「介護保険法」

「高齢者福祉法」

9. 虐待防止のための指針の見直しについて

- 本指針等は委員会において定期的に見直し、必要に応じて改訂する。
- 改正後は一定の周知期間を設け、全職員に周知した上で運用開始する。緊急時も同様。

10. 防止のための指針の閲覧について

- この指針はいつでも誰でも閲覧できるようにしておかなければならない。

社会福祉法人岩手和敬会 特別養護老人ホーム青山和敬荘
虐待防止のための指針（第2訂）

令和3年4月1日 第1版発行
令和4年4月1日 第2版改訂
令和4年5月1日 第2版施行

編集・発行 社会福祉法人岩手和敬会
青山和敬荘施設長
長岡 修
安全対策委員会
(虐待防止対策委員会を包括)
〒020-0134
岩手県盛岡市南青山町13番30号
TEL 019-648-1411
FAX 019-648-1412
